

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 アスリート委員会規程

第1章 総 則

(設 置)

第1条 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）の定款第43条の規定に基づき、アスリート委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 委員会

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について理事会の求めに応じ、理事会に対して助言するものとする。

- (1) 各競技の運営に関すること
- (2) 選手及び選手団の役員（以下「選手等」という。）の宿泊に関すること
- (3) 選手等の輸送に関すること
- (4) アンチ・ドーピングに関すること
- (5) 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会（以下「愛知・名古屋大会」という。）の機運醸成に関すること
- (6) 愛知・名古屋大会のレガシーの創出に関すること
- (7) その他愛知・名古屋大会に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、委員5名以上15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、会長が選任する。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会が推薦する者
- (2) 日本パラリンピック委員会が推薦する者
- (3) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会又はアジアパラ競技大会に参加した者（以下「競技大会参加者」という。）のうちから、この法人が推薦する者
- (4) 競技大会参加者のうちから、開催都市が推薦する者

3 アンチ・ドーピング規定に違反したことにより制裁を科された者は、委員となることができない。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 委員の任期は、令和9年3月末日までとする。

7 第1項に規定する委員の員数が欠けた場合には、辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会の決議は、構成委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第3章 雑 則

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、事務総長が定める。

附 則

この規程は、令和5年9月8日から施行する。